

令和3年12月10日

社会福祉法人 長岡福祉協会
理事長 田 宮 崇



給食業務 見積要綱書

1. 見積概要

見積は1回のみの実施を予定しておりますが、参加企業各社様からの見積結果によって再度お願いする場合があります。

受託者の選定においては、公募型企画提案方式により最適な提案内容をご提示頂いた企業様に発注する事とします。最安値でも品質担保等の提案内容が不十分であると委託者が判断した場合、見積提示額が最安値ではない企業様が選定される場合もございます。

2. ご依頼内容

(1) 見積対象

別添資料「給食業務委託の仕様書」に記載の給食業務となります。

(2) 応募資格

応募にあたっては、下記条件をすべて満たすことが条件となります。

- ① 新潟県内に本社または事業所があること。
- ② 給食の調理及び提供方法は、セントラルキッチン・サテライトキッチン方式とする。
- ③ 食品衛生法により、営業の許可を有していること。
- ④ 仕様書で対象としている全施設へ食事提供できること。
- ⑤ 過去10年以内（平成24年度以降）に医療法人または社会福祉法人が運営する施設等において、給食業務の受託実績があること。
- ⑥ 災害危機に備えた危機管理体制が整っていること。
- ⑦ 食品衛生法に規定する罰則を受けておらず、食中毒等による営業停止処分を受けていないこと。
- ⑧ 会社更生法第17条に基づき再生手続開始の申し立てがなされていないこと。
- ⑨ 「新潟県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する要綱」第5条に基づく排除対象者でないこと。

(3) 依頼内容

開示資料をもとに、下記(5) 見積書・企画提案書等の作成・提出願います。

(4) 開示資料

- ① 見積要綱書
- ② 別紙1 給食業務委託の仕様書
- ③ 別紙2 施設別状況一覧表

(5) 提出書類

必須提出書類は下記①から⑥となります。⑦は該当がある場合のみ提出して下さい。

- ① 参加表明書 様式1
- ② 委託料見積書 様式2
- ③ 施設別見積書内訳 様式3
- ④ 企画提案書 ※1

- ⑤ セントラルキッチンの概要説明書類 ※1
- ⑥ 食品営業関係証明（法令違反による行政処分がなかったことの証明）様式4
- ⑦ 第三者委託についての書面 ※2

※1. ④⑤のフォーマットは特に指定しません。貴社の様式をご使用ください。

※2. 対象業務の提供に際し、それに関連する業務で貴社以外の企業が関わる場合（例：業務の一部を提携先企業に委託）、該当企業名やその対象業務について、開示願います。なお、委託企業に起因する事象で当法人が損害を被った場合、損害の一切の責任は参加企業が負うものとします。

各種様式等は当法人のホームページからダウンロードできます。

(6) スケジュール

見積提出締切日までに提出書類一式をご提出下さい。

提出頂いた見積内容を審査の上、面談をさせて頂き、委託先を決定致します。

- ・ 参加表明書提出締切り 令和3年12月20日
- ・ 質問受付期間 ※1 令和3年12月21～令和4年1月7日
- ・ 見積提出締切り 令和4年1月20日 17:00
- ・ 面談 ※2 令和4年1月下旬
- ・ 結果通知 ※3 令和4年2月下旬目途

※1. 質疑に関しては、所定のフォーマット（様式5）をご利用ください。質問に対する回答は、原則として参加表明書を受領したすべての企業様に通知します。なお、提出書類の受領確認等、不要不急の要件によるお電話でのお問い合わせはご遠慮願います。

※2. 見積評価において、一定の評価を得た企業様には個別に面談を実施させて頂く予定です。面談の内容は、見積・提案内容の確認、必要に応じて仕様の調整等を想定しております。日程は別途調整させて頂きます。

※3. 選定結果は、2月下旬を目途に各企業担当者様宛に、書面またはそれに代わる方法にて通知させて頂きます。選定結果に関する質疑及び異議の申し立てはお受け致しかねます。

(7) 連絡先／見積提出先

質問のお問合せ及び、見積のご提出は下記担当宛にE-mailでお願い致します。

電話でのお問い合わせはご遠慮頂いておりますのでご了承下さい。

社会福祉法人 長岡福祉協会 本部事務局（担当：中川）

〒940-2135 新潟県長岡市深沢町字高寺 2278-8

E-mail : mitsumori@nagaokafk.com

TEL : 0258-46-6053 / FAX: 0258-46-6402

3. その他

(1) 引継ぎ期間

見積期間終了後、取引予定者は一定の期間で、引継ぎ業務を行うこととします。同期間

中の費用は取引予定者の負担とし、期間、実施注意事項等の詳細は、協議の上、別途決定するものとします。

(2) 試用期間

契約後、一定期間（3か月程度）において、取引予定者が本見積依頼書に定義する業務を行う、または要件を満たすことができないと判断した場合、契約後であっても当法人が一方的に契約を打ち切ることができるものとします。

(3) 情報の取り扱い

参加に際して知り得た機密情報等について、他に漏洩しないものとし、見積終了後も同様とします。万が一、情報漏洩により当法人に損害が生じた場合は、その損害の一切の責任を参加企業が負うものとします。

(4) 審査の無効

見積書に社印の捺印が無いものは見積を無効とし、審査対象から除外致します。

参加企業間での事前話し合い等、競争原理の精神ならびに商道徳に反するような行為が認められた場合は、該当企業の見積を無効とし、審査の対象から除外致します。

以 上